

令和4年8月18日
環境生活部水質保全課
043-223-3818

日本製鉄株式会社からの水質分析結果に関する 不適切事案の報告について

着色水の流出（6/19判明）及びシアン流出（7/3判明）事案を受けて日本製鉄株式会社東日本製鉄所が自主的に実施した水質分析等の結果について、次のとおり不適切な取扱いがあったとの報告が8月17日にありました。

- ・着色水流出（6/19判明）事案及びシアン流出（7/3判明）事案に係る自主分析結果について、これまで県等に報告されていた数値よりも高い測定値が別に存在したが県への報告がなされていなかったこと。
- ・「16排水口」における、水質汚濁防止法に基づく自主測定結果について、シアン等の排水基準の超過があったにもかかわらず、その結果が記録されていなかったこと。また、自主管理の一環として実施していた自主測定結果について、シアン等の排水基準の超過があったが、県等への報告がなされていなかったこと。
- ・県、関係市及び事業者の三者で締結している「環境の保全に関する協定」に基づく排水の水質に関する協定値の超過があったが、再分析による測定値のみを記録して県や関係市に報告していたこと。

これらの報告を受け、県では本日から立入検査を実施し、事実関係の確認等を行っていく予定です。

第1 報告の概要

1 不適切事案の概要

（1）着色水流出（6/19判明）事案に係る水質分析結果について

着色水流出のあった11、14排水口及び流出防止措置を講じた9排水口における6月23日～26日の自主分析結果のうち、COD及び全窒素について、これまで県に報告のあった結果以外に、その値を上回る別の分析結果があったにもかかわらず、当該分析結果の報告が行われていなかった。

採水日	9排水口		11排水口		14排水口	
	COD	全窒素	COD	全窒素	COD	全窒素
排水基準値	25mg/l	20mg/l	25mg/l	20mg/l	25mg/l	20mg/l
6月23日	-	-	36	76	-	-
	-	-	42	-	-	-
6月24日	-	-	45	45	27	19
	-	-	10	7.5	29	23
	-	-	47	48	7	3
6月25日	150	163	30	26	-	-
	20	8	18	7	-	-
6月26日	24	24	-	-	-	-
	6	1	-	-	-	-

太字はこれまでに県に報告のあった数値

(2) シアン流出 (7/3 判明) 事案に係る水質分析結果について

シアン流出のあった7排水口における7月1日及び2日の自主分析結果において、これまで県に報告のあった結果以外に、その値を上回る別の分析結果があったにもかかわらず、当該分析結果の報告が行われていなかった。

採水日	分析受領日時	試料採取時刻	COD	全窒素	シアン
			mg/l	mg/l	mg/l
基準値	-	-	≤25	≤20	<0.1 (不検出)
6/30	7/1 16:02	9:39	5	25	0.24
7/1	7/2 16:01	8:42	6	30	0.98
7/1	21:03	18:15	6	17	0.5
7/1	23:55	21:40	-	-	0.7
7/1	7/2 01:55	(不明)	-	-	0.2
7/2	7/3 16:03	7:48	5	18	0.27
7/2	12:41	10:15	-	-	<0.1
7/2	18:33	13:05	-	-	0.2
7/2	18:33	14:20	-	-	0.6
7/2	18:33	15:10	-	-	0.4
7/2	20:26	16:30	-	-	0.4
7/2	20:26	17:30	-	-	0.4
7/2	23:14	20:45	-	-	0.1
7/2	7/3 01:30	22:20	-	12	<0.1
7/3	05:36	1:28	-	12	<0.1
7/3	13:22	6:15	-	-	<0.1
7/3	7/4 16:30	7:38	6	13	<0.1

太字はこれまでに県に報告のあった数値

(3) 16排水口における過去の排水分析結果について

ア 水質汚濁防止法に基づく自主測定の結果について

16排水口における自主測定の結果、シアン及び全窒素について排水基準の超過のあった5回の結果を記録せず、日を改めて再分析し、基準内に収まった結果のみを記録し、県や関係市に報告していた。

採取日	分析値		法定の測定結果として記録
	シアン	全窒素	
基準値	不検出	20mg/l	
令和元年11月6日	0.3	38	
令和元年11月14日	不検出	9	○
令和元年8月6日	不検出	29	
令和元年8月19日	不検出	6	○
令和元年2月5日	0.6	93	
令和元年2月28日	不検出	15	○
平成30年8月15日	不検出	33	
平成30年8月30日	不検出	0.9	○
平成29年8月9日	不検出	35	
平成29年8月18日	不検出	16	○

イ 自主管理の一環として実施した自主測定の結果について

16排水口では、「ア」による水質汚濁防止法に基づく自主測定のほかに、平成30年2月から令和4年8月15日までの累計で、423回の測定が行われており、シアンについて37回、全窒素について168回の排水基準超過があったことが判明したが、県等の関係行政機関への報告はなされていなかった。

(4) 環境の保全に関する細目協定に定める排水溝の協定値超過について

県、関係市及び事業者の3者で締結している「環境の保全に関する協定」では、水質汚濁防止法に基づく排水規制のほかに、事業所内の排水溝における協定値を設定して水質の自主管理を指導しているが、過去3年間で、シアン、全リン及びセレンの3項目について、延べ8回の協定値超過があったにもかかわらず、再分析により協定値を満たす値のみを記録して県や関係市に報告していた。

「安水二次処理排水溝」における協定値超過

採水日	シアン	全リン	セレン
協定値	1.5mg/l	1.0mg/l	0.2mg/l
令和3年12月7日	1.8 0.5	- -	- -
令和元年12月4日①	-	-	0.18 0.21 0.18 0.16
令和元年12月4日②	-	-	0.17 0.23 0.19 0.17
令和元年11月13日	2.2 0.5	- -	- -
令和元年11月12日	2.6 0.6	3.3 0.05	-
令和元年9月21日	1.6 1.1	- -	- -
令和元年5月7日	1.7 1.3 0.6 0.7	- - - -	- - - -

太字はこれまでに県に報告のあった数値

「EGL（電気亜鉛めっき）処理排水溝」における協定値超過

採水日	全リン
協定値	1.0mg/l
令和元年11月20日	1.4 1.2 最大0.41

太字はこれまでに県に報告のあった数値

2 事業者による不適切事案への主な対応

(1) 水質測定に関する業務フローの改善

- ・排水基準の超過が確認された場合は再測定を行わず、分析会社から直接、保安センター（独立した事故発生時等の対応組織）を経由し、行政機関に通報する
- ・環境管理部門が、工場を経由せず、直接、分析会社に採水・分析を発注し、報告を受ける 等

(2) 過去分を含む排水状況の点検

- ・関係者への聞き取り調査、作業日誌等の記録の調査を継続して実施する 等

(3) 全社体制での事案対応の継続・強化

- ・6月28日に環境担当副社長を本部長とする君津地区・本社関係部門合同の「対策本部」を設置し、全社体制で事実関係の検証、原因究明、再発防止策の実行を徹底する 等

第2 今後の県の対応

本日から立入検査を実施し、事実関係の確認や再発防止策の聴取等を行う予定。

